

陸前高田都市計画陸前高田景観地区（市決定）

都市計画「陸前高田景観地区」を次のように決定する。

名称	陸前高田景観地区					
位置	陸前高田市高田町字古川、字曲松、字並杉、気仙町字中堰並びに高田町字中川原、字砂畠、字中長砂、字裏田、字長砂、字森の前、字本宿、字馬場前、字中宿、字下宿、字館の沖、気仙町字奈々切、字三本松、字砂盛、字木場、字土手影、字川口、字内野、字町、字町裏、字中瀬、字小渕及び字的場の各一部					
面積	約258.9ha					
地区区分	名称	復興祈念公園周辺地区	今泉中心地区			
	面積	約256.5ha	約2.4ha			
建築物の高さの 最高限度	地盤面から最上部までの高さを12m以下とする。					
建築物の形態意匠の制限	位置・規模	復興祈念公園からの眺望を妨げないよう努める。	—			
		自然の地形をできる限り生かすよう努める。	—			
建築物の形態意匠の制限	周辺との調和	道路等に接する壁面位置は、敷地境界からできる限り後退しゆとりある空間の創出に努める。	地区の歴史や文化を踏まえ、壁面を揃えるなどまちなみの連続性に配慮する。			
		復興祈念公園と調和した形態意匠とするよう努める。	地区の歴史や文化に配慮し、周囲のまちなみや緑と調和した形態意匠とするよう努める。			
建築物の形態意匠の制限	外壁	道路等の公共空間に面する壁面は、分節化や陰影処理等を行うことにより、単調な平滑面とならないように努める。				
	屋根形状	—	和風の屋根形状（切妻や入母屋等）とするよう努める。			
建築物の形態意匠の制限	外壁や屋根の色彩	周辺の自然に調和し、まちなみの連続性や統一感を創出するために、次の範囲の色彩を用いる。				
		適用部位	色相	明度	彩度	
建築物の形態意匠の制限	素材		R、YR、Y	8以上の場合	2以下	
			外壁	4以上8未満の場合	4以下	
建築物の形態意匠の制限	外壁		N	4以上	—	
	屋根	R、YR、Y	6以下	2以下		
		反射		N	6以下	—
				屋根	—	—
敷地	周辺との調和	外壁や屋根等には、自然素材（瓦葺含む）や地場産素材を活用し、まちなみや周囲の景観との調和に努める。				
	経年変化	屋根及び外壁等は、できる限り経年変化による質の低下の少ない素材を用いるように努める。				
その他	反射	屋根及び外壁等に、金属やガラス等の素材を用いる場合は、反射等による周辺への影響の軽減に努める。				
	緑化率	敷地内は、原則として、緑化率10%以上の緑化に努める。				
その他	樹木や植栽	敷地内の樹木や植栽は、保全と活用に努める。				
	門、塀、柵	門、塀、柵等を設置する場合は、周辺と調和した形態意匠や素材とするよう努める。 道路等に面した敷地境界に60cmを超える高さのブロック等の塀は設けないよう努める。				
その他	付帯設備	空調室外機等の付帯設備は、植栽、塀、壁で覆うなど、道路等の公共空間から見えないよう努める。				
	照明	屋外照明を設置する場合は、光源の種類、位置、光量等を工夫し、周囲への配慮に努める。				
	付属建物	車庫や物置等の付属建物を設置する場合は、周辺の景観と調和した形態意匠や素材を用いるよう努める。				
	既存の改善	増築や改修等の行為を行う場合は、既存部分の景観改善も行うよう努める。				

注記 建築物に関する例外規定

- (1) 色彩基準に関して、木材や石材、土壁、レンガなどの自然素材を使用しているものや、地域固有の歴史文化的資産などで、上表の基準の範囲から外れる場合は、個別に協議し判断する。
- (2) 市長がまちの景観形成に資するものとして特に認めた場合は、上表によらないものとすることができます。